

電気工事施工上の注意

ホールご利用者 様

株式会社 大阪城ホール

大阪城ホール内は、自家用電気工作物施設ですので、催物等開催に当たっての電気工事施工上の注意を主催者等（特に電気工事業者）に周知徹底するようお願いします。
(この注意書を無視した違法工事には、送電できませんので、ご承知おきください。)

記

1、電気工事図面の提出

電気工事業者は、工事着手1週間前に電気工事の内容について工事詳細図面を3通提出し、その承認を受けること。

2、自主検査

電気工事完了後、電気工事業者は充電に先だち幹線並びに設備の自主検査を行うこと。
また、絶縁抵抗測定の結果、その最低数値を書面で主任技術者に報告すること。

3、絶縁電線を使用する臨時配線工事

電気設備技術基準（以下、電技という。）第252条の2臨時配線の施設規定に基づき施工できるものとする。

(1) 300V以下の低圧屋内配線で乾燥し、展開した場所に施設する場合、電技第190条の電線相互間隔、造営材との離隔距離規定によらず施行できる。

ただし、電線支持については、ステップル等を使用し、電線強度、絶縁強度を損なわないように施設すること。

(2) 配線は人が容易に触れるおそれがないよう施設し、なお防火扉の閉鎖に支障とならないようにすること。

(3) 電線が造営材を貫通する場合、電線ごとに、それぞれ別個の難燃性および耐水性のある絶縁管に納めること。ただし、150V以下で乾燥した場所に施設する場合であって、貫通する部分の電線に耐久性のある絶縁テープを巻くときはこの限りでない。

(4) 300V以下の屋側配線、150V以下の屋外配線についても電技第252条の2により施工できるものとする。

4、機械器具の鉄台及び外箱の接地

原則として電技第28条に基づき施工するが、150Vを超えるものまたは150V以下のものを乾燥した場所以外に施設する場合はすべて接地工事を施すこと。

5、定電圧、定周波数または特定の電圧、周波数によらなければ実演できない催物は、主催者において必要な装置を設置すること。

6、ネオンサインの使用を禁止する。

7、漏電しゃ断器等の使用

主催者側配電盤には感電事故防止のため、極力漏電しゃ断器等を使用すること。

8、時間外電力の使用

ホール内において、やむを得ず時間外に電力を使用する時は、あらかじめ当ホールの承認を得て、当ホール電気主任技術者の保安についての指示にもとづき、電気業者が、低圧電気の保安・安全について責任をもって処理すること。この時、特に指示した以外の機器は操作しないこと。

9、24時間送電

機器の保全のため24時間送電の必要のある場合は、事前に当ホール電気主任技術者に届出し、許可を受けるものとする。なお、送電に際しては、設備において24時間専用回路を設け、その旨明示し、当該回路及び幹線以外の開閉器は、すべて開放すること。

10、臨時配線を床上等損傷を受けるおそれのある場合に配線する場合は、その防護措置を講じること。特に準備撤去作業中においては、作業用の電気配線を含め車輛、作業用足場等により損傷を受けないよう措置すること。

11、配線に充電するときは、配線工事等を行っていないことを、必ず事前確認すること。

12、幹線分岐が2箇所以上ある場合で、一部回路にのみ充電するときは、他回路特に作業中の回路に誤って充電されないよう作業者間の連絡を密にし配線作業を行うこと。また、一部回路が充電されているとき、他回路の配線作業に当っては混触誤接続等を生じないよう充分注意し感電事故が絶対に起きないように措置すること。（配線作業実施に当っては、検電器等を使用し電圧の有無を確認し危険のないよう行うこと。）

13、別電源を当ホール内に引込み使用する場合は、ホールの電源と混触しないように配線を行うこと。

14、工事中の電源盤は“工事中”であることの表示をすること。